

令和7年（ネ）第4528号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 （原審原告） 榎本 清

被控訴人（原審被告） 東大和市

答 弁 書

令和7年11月25日

（第1回期日：12月11日）

東京高等裁判所第8民事部A1係 御 中

〒108-0014

東京都港区芝4丁目3番4号

東京平河法律事務所（送達場所）

被控訴人訴訟代理人弁護士 羽 根 一



（電 話）03-6381-7670

（FAX）03-6381-7673

第1 控訴の趣旨（訂正後のもの）に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- との判決を求める。

第2 被控訴人の主張

控訴理由書の「4 控訴の理由」（及び「5 その他」）に対する被控訴人の主張は、以下のとおりである。

1 「(1) 原判決の矛盾」について

(1) 控訴人（控訴理由書3頁）は、「仮にそのようなものがあるとしても、「保存期間を1年未満」と定めることと、同規則第2条8号のように「保存期間を定める必要がない」ない〔原文ママ〕ことが「表現の違いに過ぎない」とは理解に苦しむ。保存期間がたとえ1年未満であろうと、期間を定めて適切に保存することと、保存期間を定めないこととは全く異なる扱いである」とし、「公文書管理法第5条1項では「行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。」と定めている。本件音声データは「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録【中略】を含む【中略】）であり、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」（同法第2条4項 【】内は控訴人）であることは言うまでもない」と主張する。

しかし、公文書管理法においても、「保存期間1年未満」とされている文書については、「官僚の判断で廃棄可能」なものとされている（甲9号証）。

なお、公文書管理法は国等の文書管理に関するものである。同法34条に地方公共団体について言及する定めはあるが、施策の策定及び実施に関する努力義務規定にすぎないし、そのために設けられているのが文書管理規則（甲1号証）であり、それに従って文書を管理することが違法とされる謂れはない。

(2) また、控訴人（控訴理由書3頁）は、「公文書管理法第5条1項で公文書とされるものは、保存期間を定め適切に処理しなければならないものであって、処理途上で行政文書でなくなる（「資料文書等」になる）などと言うことがあってはならない。廃棄するか否かは別として、行

政文書は法令上、保存期間内の文書であるか、保存期間が過ぎた公文書であるかの違いしかない」と主張する。

しかし、これは、控訴人独自の見解というほかない。

2 「(2) 判例の黙殺」について

控訴人（控訴理由書 3～4 頁）は、原判決では、甲 10 号証の最高裁判決、甲 11 号証の東京高裁判決、甲 12 号証の横浜地裁判決が黙殺されていると主張する。

しかし、甲 10 号証～甲 12 号証はいずれも、公文書管理規則ではなく、「情報公開請求」（情報公開条例）に関する事案であるし、原判決（3 頁）も、「当該文書が現実には廃棄されるまでは開示の対象になるということと、保存の要否とは別の問題である」と判示している。

3 「(3) 現職大臣の発言の無視」について

控訴人（控訴理由書 4 頁）は、「控訴人は当時現職であった平井卓也デジタル改革担当相の発言を証拠として提出している（甲 9 号証）。その中で同相は会議の内容を録音した音声データが公文書であることを公式に認めている。これは国による決定と同様であり、地方自治体の法解釈にも波及する。これをないがしろにすることは許されない」と主張する。

しかし、甲 9 号証に大臣の発言は掲載されておらず、甲 9 号証では、「デジタル庁は 21 日、音声データはいずれも公文書扱いしたうえで、官僚の判断で廃棄可能な「保存期間 1 年未満」の文書だとして廃棄した」とされている。

もとより、この記事から、「本件音声データに対し、保存期間も定めず、使用後はただちに廃棄することを定めた同規則第 2 条 8 号の「資料文書等」という規定をあてはめることが違法である」（控訴理由書 4 頁）ことにも、「音声データ等を「資料文書等」などと定める同規則第 2 条第 8 号の規定が、公文書管理法などの規定に反するもの」（同頁）であることに

もならない。

4 「(4) 控訴人の損害」について

控訴理由書における控訴人の主張を踏まえても、原判決（3頁）の判示するとおり、「原告に慰藉料請求権を肯定するような損害が発生したとは認められない」。

5 「5 その他」について

原審における控訴人の証拠申出書（2025年5月19日付け）にある立証趣旨（「原告からは「言い間違えたのかな。」と発言があった」（控訴理由書6頁）のかどうか）は、本件訴訟における要件事実の判断に必要なものとはいえない。

なお、証拠の申出（証人尋問の申請）に対して、相手方に意見を述べる機会を与えることは正当な訴訟指揮であり、そのことから「自身でこれを判断することなく」（同6頁）ということにはならないし、判決書は郵送されることから、判決言渡期日に（おいでいただいても）おいでいただかなくても結構ですと、控訴人のために説明することが憲法82条1項に反するという主張（同頁）はもはや理解困難である。

6 まとめ

以上のとおり、控訴人の主張は、独自の立場から、原判決を論難するものにすぎず、本件控訴は、理由のないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。

以 上